

令和4年度いわき市原子力防災訓練実施支援業務委託 仕様書（案）

（目的）

第1条 本業務は、原子力発電所の不測の事態を想定した原子力防災訓練を実施することにより、緊急時において、住民が円滑に対応できるよう、住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

（業務の委託期間）

第2条 業務の委託期間は次のとおりとする。
契約締結日から令和5年3月31日まで

（実施場所）

第3条 いわき市内全域
希望のあった地区の公民館や集会所において実施する。

（訓練概要）

第4条 訓練概要是次のとおりとする。なお、詳細については、監督職員、実施地区住民等との協議の上、決定するものとする。

（1）訓練概要

原子力災害の特殊性を啓発する内容の講義等を行い、放射線と被ばくへの適切な対処法の認知を目的として、屋内退避訓練を行う。

なお、原則として時間は90分程度とし、1回完結の訓練を5地区に対して行うものとする。（契約後、他地区から追加希望があった場合は回数を変更する。その際は、別途変更契約を締結。）

地区（略） 日程の概要（予定）

地区（略）	日付	曜日	時間帯
いわき市小名浜	9月9日	金曜	18時頃
いわき市平	10月	日曜	昼
いわき市小名浜	10月上旬	日曜	昼
いわき市小名浜	10月下旬	土曜	昼
いわき市遠野	2～3月	日曜	昼

（2）参加者

自主防災組織、民生・児童委員、地区住民等 10～20名／回

(準用規定)

第5条 本業務については、本仕様書によるほか、関係法令、規則、基準、通達等に基づき実施するものとする。特に、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）に規定する「排除措置対象者」と認められる者は、入札や本業務の一切に関わることができないものとする。

(業務の内容)

第6条 業務の内容は、次のとおりとする。なお、詳細については、業務着手時に監督職員と協議の上、決定するものとする。

(1) 図上訓練（ワークショップ）、屋内退避訓練の内容提案及び実施運営

① 訓練内容の確認及び提案

本市で検討している訓練内容について、市と十分に協議を行う。なお、本訓練を実施するにあたり、地区の代表者は福島第一原発の現地視察を行っている。

訓練内容は以下の案をベースとするが、市と協議の上、訓練内容を確定させる。

【実施内容（案）】

- ・ 代表者による福島第一原子力発電の現地確認で感じたことの共有。
- ・ 原子力災害発生時の対応に係る講義
- ・ 地区の地図を用いた、避難行動要支援者の支援に係るワークショップ
 - ア. 避難行動要支援者避難支援制度に関する講義
 - イ. 避難行動要支援者名簿を活用した、地区による支援方法のワークショッピング
- ・ 屋内退避訓練 等

② 資料の作成

訓練の資料をPowerPointにて作成する。

作成に当たっては、訓練実施計画及び市の指定する訓練実施予定日に基づき、期限に十分な余裕を持ち市の了解を得ること。

なお、担当者を複数名選任し資料修正や追加的な資料作成等については速やかに対応すること。

③ 必要機材に係る協議

訓練の実施にあたって、必要な機材について市と協議する。その上で、原則必要な機材については市で準備する。（受託者が機材を準備することを妨げるものでは無い。）

訓練資料については、市で印刷を行うため、印刷は不要とする。

※ なお、新型コロナウイルスの感染症対策を十分に実施するものとし、必

要な資機材等も市で手配するため、事前に相談すること。

④ 実施運営

現地へ実施支援スタッフを各回2名派遣し、①で確定した訓練について実施・運営を担当する。

また、担当者を複数名選任するなど追加的な業務についても速やかに対応すること。

なお、訓練時は訓練評価及び訓練実施状況（写真も含む）の記録も行うこと。

⑤ アンケートの実施

受託者は訓練参加者に対して、訓練の理解度や課題・改善点などを問うアンケートを市と協議の上作成すること。

なお、訓練時に作成したアンケートの訓練参加者への配布及び回収を行うこと。

（2）訓練報告書等の作成

訓練アンケート結果のまとめ、総合的な分析・検討・まとめ・課題の抽出・改善策を提示する。

① 訓練全般の総合的な分析・検討・まとめ

② 訓練アンケート結果のまとめ

③ 訓練各回ごとの分析・検討・まとめ

（報告）

第7条 受託者は、業務の進捗を隨時、監督職員に報告するものとする。なお、業務完了時に協議経過や実施状況等を取りまとめた、業務完了報告書を提出し、監督職員に報告するものとする。

（成果品の提出）

第8条 受託者は、業務が完了したとき、次のものを提出する。

① 提出物

（1）業務報告書 紙ベース1部

（2）電子媒体（CD-R）1部

② 納入場所

福島県いわき市平字梅本21

いわき市原子力対策課

③ 納期

令和5年3月31日

（秘密の保持）

第9条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止)

第 10 条 受託者は、市から貸与された資料、又は本業務の実施にあたって作成した資料等及び貸与を受けた資料等を、市が指示した目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供、又は使用させてはならない。

(仕様書遵守に要する経費)

第 11 条 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

(損害賠償)

第 12 条 受託者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(入札資格)

第 13 条 入札者は、過去 5 年の間に国または地方自治体の発注する原子力防災訓練企画・運営支援業務及び訓練の評価業務を受注した実績のある者であること。

(仕様書の疑義等)

第 14 条 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合には、委託者と受託者との協議により定めるものとする。